

令和3年12月2日  
西日本高速道路株式会社

## 入札参加資格停止措置について

- 入札参加資格停止業者：藤村電業株式会社  
住所：京都府京丹後市丹後町岩木477-4
- 入札参加資格停止期間：  
【発地域】 令和3年12月2日から令和4年2月1日まで（2ヶ月）
- 入札参加資格停止措置対象地域：  
【発地域】 地域1  
において西日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
- 事実概要：  
本件は、藤村電業株式会社が、京都府中丹東土木事務所が公告した「国道173号道路維持管理工事」及び京都府山城北土木事務所が公告した「山城総合運動公園都市公園等災害復旧工事他」において、一般競争入札参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年9月22日、建設業許可部局である京都府から同条第3項の規定により22日間の営業停止処分を受けたもの。
- 入札参加資格停止措置理由：  
藤村電業株式会社が、建設業許可部局より22日間の営業停止処分を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第10号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	<u>発地域について</u> <u>当該認定をした日から1月以上9月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課